

特別養護老人ホーム あったかの家 利用料金表(介護保険2割・3割負担の方対象)

1 ユニット型介護福祉施設サービス費

2割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1日あたり	1,413	1,560	1,718	1,868	2,014
	30日あたり	42,390	46,800	51,540	56,040	60,420
(単位:円)						
3割負担		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	1日あたり	2,119	2,340	2,577	2,802	3,020
	30日あたり	63,570	70,200	77,310	84,060	90,600
(単位:円)						

2 その他の体制加算等

単位(円)

加算項目	加算概要	1日あたり・2割	1日あたり・3割
初期加算	入所日から30日に限り加算。30日を超える病院等への入院後に再度施設に戻ってきた際にも対象となります。	64	95
入院・外泊時加算	病院等への入院、自宅への外泊など、月に6日を限度として施設サービス費に変わり、負担していただきます。	519	778
看護体制加算(Ⅰ)	入所定員51人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	9	13
看護体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	17	26
栄養マネジメント強化加算	入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、状態に応じて多職種共同により、栄養ケアマネジメントを行ないます。	24	35
経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	多職種により口腔機能含む摂食・嚥下機能を踏まえた、経口維持支援を実施します。	1055 (1か月あたり)	1582 (1か月あたり)
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	重度の要介護状態や認知症の入居者が、多くをしめる施設に算定します。 (新規入所者が要介護4・5、日常生活自立度Ⅲ以上の割合が一定以上)	97	146
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	ユニット型で、入所定員が51人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	38	57
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	個人が特定されない形で、利用者ごとのADL値等の情報を厚労省へ提出し、適切に実施する為に必要な情報を活用します。	106 (1か月あたり)	159 (1か月あたり)
精神科医師療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導を月に2回以上行ないます。	11	16
ADL維持等加算(Ⅰ)(Ⅱ)	ADL値の測定を行い、定期的な見直しを行った際に、一定以上の評価が得られた場合に算定します。	95 (1か月あたり)	64 (1か月あたり)
個別機能訓練加算(Ⅰ)	看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、実施します。	26	38
個別機能訓練加算(Ⅱ)	(Ⅰ)を算定しており、個別機能訓練計画の内容等一部を厚労省へ提出し、有効な実施の為に必要な情報を活用します。	43 (1か月あたり)	64 (1か月あたり)
自立支援促進加算	入所時に医師が医学的評価を行い、定期的な見直しを行います。必要と判断された場合に、多職種が共同し、自立支援に係る支援計画を策定、実施します。	633 (1か月あたり)	949 (1か月あたり)
感染対策向上加算(Ⅰ)	医療機関と連携や研修に参加することで、感染症の発生時等の対応を適切に行います。	21 (1か月あたり)	32 (1か月あたり)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして1及び2の算定額の100分の14	14%	14%

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)は令和6年6月～の適用となります。令和6年4月5月は処遇改善・特定処遇・ベースアップ等支援加算の算定12.6%です。

3 食費

(単位:円)

(単位:円)

1日あたり	1,690	⇒	30日あたり	50,700
-------	-------	---	--------	--------

4 居住費

(単位:円)

(単位:円)

1日あたり	2,300	⇒	30日あたり	69,000
-------	-------	---	--------	--------

5 日用品・共用娯楽費

(単位:円)

1日あたり	100
-------	-----

6 その他

理美容代・医療費・薬剤費等・個別の日用品・ . . . . . 実費

【目安】

1か月の費用	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2割負担	165,090	169,500	174,240	178,740	183,120
3割負担	186,270	192,900	200,010	206,760	213,300

※ 2) その他の体制加算等及び6) その他を除く、1か月(30日)の費用概算

【参考】

◆世帯全体の所得に応じた利用者負担上限額の基準 ※対象については保険者(市区町村)の介護保険担当にご確認下さい。(単位:円)

区分	対象者	食費(1日)	居住費(1日)
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	300	820
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円未満の方。本人及び配偶者の預貯金等が一定以下。	390	820
第3段階①	住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方。本人及び配偶者の預貯金等が一定以下。	650	1,310
第3段階②	住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円を超える方。本人及び配偶者の預貯金等が一定以下。	1,360	1,310